



宮 崎 県 公 報

平成20年6月26日(木曜日) 第 1993 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定…………… (医療業務課) 1
- 道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 1
- 水防警報を行う河川の指定…………… (河川課) 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (生活福祉課) 4
- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…………… (“) 5

- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (3件) …… (商業支援課) 5
- 開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 6
- 入札公告…………… 6
- 落札者等の公告…………… 7
- 公安委員会告示**
- 特別遊泳場の指定…………… 8
- 選挙管理委員会告示**
- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 8

告 示

宮崎県告示第 497号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成20年6月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
串間市民病院	串間市大字西方7917番地
大塚病院	西都市御舟町2丁目45番地

2 救急病院の認定の有効期間

平成20年5月1日から平成23年4月30日まで

宮崎県告示第 498号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年6月26日から平成20年7月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 46号	日向市東郷町山陰字卸兒戊9番7地先から同	旧	8.6 ~ 16.6	45.9
				新	15.0 ~	45.9

		市同町山陰 同字戊9番 3地先まで	18.5	
--	--	-------------------------	------	--

宮崎県告示第 499号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年6月26日から平成20年7月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
51	県道	中野原 美々津 線	日向市東郷町山陰字岩金乙1133番地先から同市同町山陰同字乙1228番8地先まで	旧	5.0 ~ 26.3	301.8
				新	10.9 ~ 72.8	300.7

宮崎県告示第 500号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年6月26日から平成20年7月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 46号	日向市東郷 町山陰字卸 児戌 9 番 7 地先から同 市同町山陰 同字戌 9 番 3 地先まで	平成20年 6 月26日

宮崎県告示第 501号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 6 月26日から平成20年 7 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 6 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
51	県道	中野原 美々津 線	日向市東郷 町山陰字岩 金乙1133番 地先から同 市同町山陰 同字乙1228 番 8 地先ま で	平成20年 6 月26日

宮崎県告示第 502号

水防法（昭和24年法律第 193号）第16条第 1 項の規定による水防警報を行う河川を次のとおり指定する。

なお、水防警報を行う河川の指定（平成19年宮崎県告示第 595号）は廃止する。

平成20年 6 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

水 系 名	河 川 名	区 間
	三ヶ所川	左岸 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 字下滝下国道赤谷橋から同大 字字古園廻淵取水ダムまで
		右岸 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 字赤谷国道赤谷橋から同大字 字畦ノ原廻淵取水ダムまで
	五ヶ瀬川	左岸 西臼杵郡日之影町大字七折字 長迫 13612番17地先から延岡

五ヶ瀬川	北川	右岸	市吉野町1818番 1 地先まで	
		右岸	西臼杵郡高千穂町大字向山字 水ヶ崎3719番 2 地先から延岡 市三輪町 821番 3 地先まで	
	小川	左岸	延岡市北川町川内名字久ヶ瀬 393番地先から北川への合流 点まで	
		右岸	延岡市北川町川内名字茅場 4 00番地先から北川への合流点 まで	
	北川	左岸	延岡市北川町川内名字八戸前 水流布袋尊橋から延岡市川島 町3518番 2 地先まで	
		右岸	延岡市北川町川内名字久ヶ畑 後山布袋尊橋から延岡市無鹿 町3351番 3 地先まで	
	祝子川	左岸	延岡市宮長町浜砂ダム下流端 から同市檜山町一丁目祝子橋 まで	
		右岸	延岡市松山浜砂ダム下流端か ら同市中川原町五丁目祝子橋 まで	
	沖田川	沖田川	左岸	延岡市小野町早稲田橋から海 まで
		右岸	同	
	五十鈴川	五十鈴川	左岸	東臼杵郡美郷町北郷区宇納間 字鹿猪谷5838番 1 地先から同 区宇納間字琵琶ノ原新辰之元 橋まで
			右岸	東臼杵郡美郷町北郷区宇納間 字中原11番10地先から同区宇 納間字辰之元新辰之元橋まで
五十鈴川		左岸	東臼杵郡門川町大字川内字下 庭谷庭谷川との合流点から海 まで	
		右岸	東臼杵郡門川町大字川内字安 者庭谷川との合流点から海ま で	
		左岸	日向市大字塩見字一反田天神 橋から海まで	

塩見川	塩見川	右岸	日向市大字塩見字天神森天神橋から海まで	大 淀 川	沖水川	左岸	北諸県郡三股町大字樺山字稲荷下6084番地先から都城市上川東四丁目沖水橋まで	
耳川	耳川	左岸	日向市東郷町八重原迫野内字河原大内原ダム下流端から海まで		沖水川	右岸	北諸県郡三股町大字長田字山田川原47番3地先から都城市吉尾町沖水橋まで	
		右岸	日向市東郷町八重原迫野内字荒内大内原ダム下流端から海まで		丸谷川	左岸	都城市山田町山田字山ノ神山ノ神橋から高崎川への合流点まで	
一ツ瀬川	一ツ瀬川	左岸	児湯郡西米良村大字上米良字二畝の谷上米良ダム下流端から同村大字村所字三久保133番6地先まで		丸谷川	右岸	都城市夏尾町山ノ神橋から高崎川への合流点まで	
		右岸	児湯郡西米良村大字上米良字槇之口上米良ダム下流端から同村大字村所字広瀬264番16地先まで		東岳川	左岸	都城市高城町大井手字霧島元1267番1地先から大淀川への合流点まで	
	一ツ瀬川	左岸	西都市大字穂北字山内杉安橋から海まで		東岳川	右岸	都城市高城町大井手字大迫1231番2地先から大淀川への合流点まで	
		右岸	西都市大字南方字竹添杉安橋から海まで		高崎川	左岸	都城市高崎町大牟田字下向田平田平頭首工から同町縄瀬字中平965番20地先まで	
	三財川	左岸	西都市大字上三財字大高野水喰橋から一ツ瀬川への合流点まで		高崎川	右岸	都城市高崎町大牟田字平田平頭首工から同町岩満町889番2地先まで	
		右岸	西都市大字上三財字水喰水喰橋から一ツ瀬川への合流点まで		本庄川	左岸	小林市須木大字中原字宮田新平野橋から同市須木大字下田字唐池番屋橋まで	
	三納川	左岸	西都市大字三納字川久保観音橋から三財川への合流点まで		本庄川	右岸	小林市須木大字中原字平野新平野橋から同市須木大字下田字鶴園番屋橋まで	
		右岸	西都市大字三納字弘谷観音橋から三財川への合流点まで		岩瀬川	左岸	小林市大字東方字太鼓橋浜ノ瀬橋から同大字字茶磨川779番6地先まで	
	石崎川	石崎川	左岸		宮崎市佐土原町下那珂字浮橋有喜橋から海まで	岩瀬川	右岸	小林市大字真方字新田場浜ノ瀬橋から同市大字水流迫字柳丸421番地先まで
			右岸		宮崎市大字広原字稲荷有喜橋から海まで	瓜田川	左岸	宮崎市高岡町小山田字深坪梅木田橋から大淀川への合流点まで
萩原川	萩原川	左岸	都城市安久町上豊橋から大淀川への合流点まで		瓜田川	右岸	宮崎市高岡町小山田字宗栄司梅木田橋から大淀川への合流点まで	
		右岸	都城市上長飯町上豊橋から大淀川への合流点まで					

	大 谷 川	左岸	宮崎市大字浮田字出ノ中宮前橋から大淀川への合流点まで
		右岸	同
	八 重 川	左岸	宮崎市古城町岡ノ原 6 番 1 地先から同市大字田吉字西田西田橋まで
		右岸	宮崎市源藤町南田68番 1 地先から同市大字田吉字西田西田橋まで
	新 別 府 川	左岸	宮崎市村角町花ヶ島橋から大淀川への合流点まで
		右岸	同
清 武 川	清 武 川	左岸	宮崎郡清武町大字船引字見極田4235番 1 地先から海まで
		右岸	宮崎郡清武町大字船引字安ヶ野2331番 4 地先から海まで
加 江 田 川	加 江 田 川	左岸	宮崎市大字鏡洲字前田1556番地先から海まで
		右岸	宮崎市大字鏡洲字中山1790番地先から海まで
広 渡 川	広 渡 川	左岸	南那珂郡北郷町大字郷之原字下原甲3713番 3 地先から海まで
		右岸	南那珂郡北郷町大字郷之原字老町田甲3871番 1 地先から海まで
	酒 谷 川	左岸	日南市大字酒谷字上床乙 237 番地先から広渡川への合流点まで
右岸		日南市大字酒谷字種子田乙1853番 4 地先から広渡川への合流点まで	
細 田 川	細 田 川	左岸	日南市大字萩ノ嶺字宮ノ原萩之嶺橋から海まで
		右岸	日南市大字萩ノ嶺字川前萩之嶺橋から海まで
		左岸	南那珂郡南郷町大字潟上字大

潟 上 川	潟 上 川	左岸	王ヶ尾2680番地先から海まで
		右岸	南那珂郡南郷町大字潟上字上谷1476番地先から海まで
市 木 川	市 木 川	左岸	串間市大字市木字峰ノ迫5596番地先から海まで
		右岸	串間市大字市木字根頃木5748番地先から海まで
本 城 川	本 城 川	左岸	串間市大字本城字猪ノ久保3094番 1 地先から海まで
		右岸	串間市大字本城字神ノ川4536番 2 地先から海まで
福 島 川	福 島 川	左岸	串間市大字大平字村下河原桂原橋から海まで
		右岸	串間市大字西方字村下河原桂原橋から海まで
川 内 川	長 江 川	左岸	えびの市大字西長江浦字田中浜川原橋から同市大字栗下字奈多良第二長江川橋まで
		右岸	えびの市大字東長江浦字浜川原浜川原橋から同市大字栗下字鶴田第二長江川橋まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成20年 6 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年 5 月 27日	特定非営利活動法人 ひめしやら倶楽部	飯干 喜恵	宮崎県宮崎郡清武町大字加納乙 320 番地95	この法人は「協働」をテーマとした森づくりにおいて、中間支援組織として、一般住民や、学校、企業、地域行政、団体等を結ぶ機能的な中介窓口となり、体験型環境教育

			<p>活動の実施や地域ネットワークを構築した山村地域が持続可能な森林経営を行う基盤づくりを行う。また宮崎県民の生活文化、環境保全に対する意識の向上と定着を図るために、多様な中間支援組織として、社会の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成20年6月26日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <ol style="list-style-type: none"> 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグコスモス日南油津店 日南市瀬貝3丁目5番1 外 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島長男 東京都台東区上野7丁目14番4号 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 代表取締役 坂倉正宏 (変更後) 代表取締役 福島長男 変更の年月日 平成20年4月1日 変更する理由 前社長の退任による代表者交替のため。 届出年月日 平成20年6月16日 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成20年6月26日から平成20年10月27日まで 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課 (2) 期間 平成20年6月26日から平成20年10月27日まで 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。 <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成20年6月26日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p>										
<p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。</p> <p>平成20年6月26日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請年月日</th> <th>名 称</th> <th>代表者の氏名</th> <th>主たる事務所の所在地</th> <th>定款に記載された目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年5月28日</td> <td>特定非営利活動法人 ひむか福祉サービス</td> <td>佐藤 恵子</td> <td>宮崎県東臼杵郡門川町加草2丁目25番地</td> <td>この法人は、高齢者や障害者ならびに子育て中の家族などが、住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごすことができる明るく活力のある地域社会を実現するために、利用する側の視点に立ったデイサービスなどの在宅介護事業等ならびに子育て支援活動等による地域福祉サービス分野の支援活動を行い、もって宮崎県内の福祉及び保健の増進及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。</td> </tr> </tbody> </table>	申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	平成20年5月28日	特定非営利活動法人 ひむか福祉サービス	佐藤 恵子	宮崎県東臼杵郡門川町加草2丁目25番地	この法人は、高齢者や障害者ならびに子育て中の家族などが、住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごすことができる明るく活力のある地域社会を実現するために、利用する側の視点に立ったデイサービスなどの在宅介護事業等ならびに子育て支援活動等による地域福祉サービス分野の支援活動を行い、もって宮崎県内の福祉及び保健の増進及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。				
申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的										
平成20年5月28日	特定非営利活動法人 ひむか福祉サービス	佐藤 恵子	宮崎県東臼杵郡門川町加草2丁目25番地	この法人は、高齢者や障害者ならびに子育て中の家族などが、住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごすことができる明るく活力のある地域社会を実現するために、利用する側の視点に立ったデイサービスなどの在宅介護事業等ならびに子育て支援活動等による地域福祉サービス分野の支援活動を行い、もって宮崎県内の福祉及び保健の増進及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。										

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス串間店
串間市大字西方6809番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島長男
東京都台東区上野7丁目14番4号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 坂倉正宏
(変更後) 代表取締役 福島長男
- 4 変更の年月日
平成20年4月1日
- 5 変更する理由
前社長の退任による代表者交替のため。
- 6 届出年月日
平成20年6月16日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成20年6月26日から平成20年10月27日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
(2) 期間
平成20年6月26日から平成20年10月27日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年6月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベスト電器新日南店
日南市瀬貝2丁目6-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島長男
東京都台東区上野7丁目14番4号
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 坂倉正宏

- (変更後) 代表取締役 福島長男
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社ベスト電器 代表取締役 有蘭憲一
福岡市博多区千代6丁目2番33号
(変更後)
株式会社ベスト電器 代表取締役 濱田孝
福岡市博多区千代6丁目2番33号
- 4 変更の年月日
平成20年4月1日
- 5 変更する理由
前社長の退任による代表者交替のため。
- 6 届出年月日
平成20年6月16日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成20年6月26日から平成20年10月27日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
(2) 期間
平成20年6月26日から平成20年10月27日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成20年6月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
日向市大字日知屋字深溝 594番2の一部	日向市大字財光寺長江 258番地2 黒 木 源 二

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年6月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 競争入札に付する事項
(1) 借入物品及び数量 普通科高校教育用コンピュータ 一式
(2) 借入物品の特質等 仕様書による。

- (3) 納入期限 平成20年 9 月30日
- (4) 契約期間 平成20年10月 1 日から平成25年 9 月30日まで (60 月)
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 17年宮崎県条例第81号) 第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- ア 平成20年宮崎県告示第 233号に規定する資格を有する者で、業種がサービス (役務の提供) に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理 (システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。
- イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成20年 7 月17日までに提出しなければならない。
- なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26)7235
- (2) 期間 平成20年 6 月26日から平成20年 8 月 5 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 期間 平成20年 6 月26日から平成20年 7 月17日まで (土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)
- 6 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁 7 号館 3 階 734号室
- (2) 日時 平成20年 7 月 3 日午前10時
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 提出期限 平成20年 8 月 5 日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあっては書留郵便に限る。) により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁 4 号館 7 階 入札室
- (2) 日時 平成20年 8 月 6 日午前10時
- 9 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第 2 号) 第 100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
- 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7235
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the service required: Computer for high school general education course: 1 unit
- (2) Time limit for tender: 5:00.p.m.5 August 2008
- (3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Finance and Welfare Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7235
- 落札者等の公告**
- 随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。
- 平成20年 6 月26日
- 宮崎県知事 東国原 英 夫
- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
総合文書管理システム用機器賃貸借及び保守業務等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務課文書担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 富士電機システムズ株式会社 東京都品川区大崎 1 丁目11番

- 2 号
- (2) 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
41,945,400円
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号に該当

荒踊の館	〃 大字三ヶ所3216番地 1	500
を加え、		
坂本生活改善センタ	〃 大字三ヶ所3214- 1	400
ー		
を削る。		

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第73号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第37号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり特別遊泳場を指定する。

平成20年 6 月26日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

海水浴場等の名称	所在地	指定期間
青島海水浴場	宮崎市青島 2 丁目 699 番地 1 先	平成20年 7 月 5 日から 同年 8 月31日まで
白浜海水浴場	宮崎市大字折生迫1707 番地先	平成20年 7 月 5 日から 同年 8 月31日まで
富士海水浴場	日南市大字富士字金ヶ脇	平成20年 7 月 6 日から 同年 8 月31日まで
大堂津海水浴場	日南市大堂津大堂津海浜	平成20年 7 月 5 日から 同年 8 月31日まで
栄松ビーチ	南郷町大字中村字小田 平乙4149番地ほか	平成20年 6 月29日から 同年 8 月31日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第14号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成18年宮崎県選挙管理委員会告示第65号）の一部を次のように改正する。

平成20年 6 月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧中「（平成19年 6 月 2 日現在）」を「（平成20年 5 月26日現在）」に改め、

桑野内生活改善センター	〃 大字桑野内3848	150
-------------	-------------	-----

の次に

「